

## コモンズの利用権を享受する者

鳥越 皓之

(関西学院大学)

かつての共有地研究や入会研究と異なり、コモンズという概念は自然と人間とのあいだの関係の持ち方を考えさせる契機を与えてくれる。つまり、よりよい自然環境・生活環境構築への模索の機会である。したがって、本稿でもコモンズという用語を使う限り、具体的な「環境戦略」を示したいと考えたが、それは戦略といえるほどのところにはたどり着いていないかも知れない。

本稿においては、ムラの所有論を分析することを通じて日本のコモンズには伝統的に「弱者生活権」という権利が存在しつづけたことを指摘した。より具体的には、その権利はいままで思われていたような温情ではなく、所有論からみた権利として存在するのである。すなわちコモンズの存在理由としてそのようなものがあつたわけだから、われわれがコモンズ分析を通じて将来へ向かっての環境論を再構築しようとするときには、単なる「共同の利用権」という理解を越えてこの点への配慮が必要だろう。また、コモンズを前近代的な消え行くものとは理解しないで、農業にたずさわるその生産の構造がコモンズの存在と有機的にからんでいることをも指摘した。ムラ内部での生活と労働のあり方を検討しないで、ムラの周辺に広がる森や山や川や海の実分析をしてもその研究の成果には限りがあると思われる。

キーワード：コモンズ、弱者生活権、所有論、利用権

### 1. セミナーでの議論のポイント

1996年度の環境社会学会セミナーのテーマは「森・川・湖一流域の環境保全」であった。6人の報告者はそれぞれ刺激的な論を展開され、また、2人のコメンテーターによって論点が浮き彫りにされたので、充実した討論になった印象をもつ。このセミナーの成果を『環境社会学研究』の特集とすることを編集委員会が判断されたのは、その充実ぶりを評価されたからであろう。

私自身は、このセミナーの報告者ではなく、単に討論の司会者として論点の交通整理をしただけだから、本来は執筆資格も執筆義務もないと思うが、編集委員会のご厚意からか、なにか書くようにという指示をいただいた。ただ、セミナーでの議論のポイントについてもふれるようにとのことであった。そこで、それにふれつつも、論文に仕上げるために、小さなことでもなにか新しいことを述べなければならない。そこで最近感じていたささやかな見解をこのテーマでの討議の延長上で少しばかり述べてみたい。

セミナーの報告では、コモンズとかコミユナルな空間という用語がしばしば用いられた。当然のことながら、参加者たちから報告者それぞれの「コモンズ観」についての質問があつた。

鳥越：コモンズの利用権を享受する者

ただ、報告者も質問者も、ともに今この概念を厳密化させるよりも、このコモンズといういわば「新鮮な用語」を手がかりにして自然と人間がどのようにつきあえばよいかを模索しようという考えで一致していたように見受けられる。

議論全体としては、近代化、開発事業、文明と伝統、公共性、人間主義あたりがキー・ワードとして登場した。最終的にはコモンズの「利用権」の問題に論点が集まり、コモンズを「利用している人たちの社会システム」を「各地域の実践的な課題に沿って」明らかにしていくことが必要であるという点が共通の認識となった印象をもった。これが、今後の環境社会学の宿題として残されていよう。

以上がセミナーでの討議のポイントであるが、それを受けて以下に本論文の関心を明らかにしておきたい。この論文でも表題にコモンズという用語を用いたのは、森や川や湖を「流域」という視点からシステムティックにとらえるよりも、それら三者が本来的に持っている性向である「コモンズ」とはなにかという点に議論の関心の焦点が絞られたからである。もっともコモンズという用語は流行の言葉が帯びる「現代性」を具備しており、それが長所であるものの、他面、非常に多義的に用いられており、それが研究者相互のコミュニケーションに不便をきたしている面があることも否定できない。

さいわい、今回の報告者のひとりである井上真さんがその著書（井上, 1995）でコモンズの定義・分類についてのさまざまな論者の見解を整理されている。またコモンズについて知見を広めてくれるいくつかの基本的な論考がある<sup>(1)</sup>。したがって、細かな類型化はこの著書などを参照していただくことにして、さまざまな論者の共通点から本稿の関心を絞っていこう。

コモンズは共有地とか入会地、あるいは入会と翻訳されることが多いが、日本語の語彙の、あるいは日本の実態としての共有地や入会地のイメージよりも、実際に使用されている概念範疇はもう少し広いようである。広くは大気など、所有権も利用権も特定の集団に設定できないもので、グローバル・コモンズと呼ばれるもの、狭くはため池など、所有権も利用権も特定の集団に特定できるもので、しばしばローカル・コモンズと呼ばれるものまでである。日本語訳の用語はこのローカル・コモンズにニュアンスが近い。この両極端の間にさまざまな程度のサブ・コモンズを設定できる（リージョナル・コモンズなど）が、当面、われわれにとってはローカル・コモンズが興味の対象になる。

本稿ではそのうち、とくに共有地、入会地と呼ばれつづけてきたやや「過去」のイメージの強いムラの「コモンズ」について再検討をしてみたいのである。その検討を通じて、共有地・入会地（コモンズ）の基本的な考え方を探ることを目的としている。具体的には、まず一般的には入会地などのコモンズは肥料など生産にかかわる用途をもっていたこと、建材、山菜などの生活にかかわる用途をもっていたこと、その2点から、当該地区の構成員であれば、だれでもが「平等に」利用できるという理解がある。

他方、コモンズの存在が貧者を救ったという指摘が断片的ではあるけれども、しばしば指摘されてきた。たとえば、本号でも三井昭二さんがヨーロッパの中世の森林をとりあげて「とくに貧民層にとっては生活を支えるための安全弁のような意味をもっていた」（三井, 1997: 35）というウェスビーの研究を紹介している。ただその場合、なぜ貧者は平等ではなく、優先的に利

用していたのかという問いについては、いまのところ後で紹介する柳田国男も（かれの論考の各所でそのように解釈できる言い方をしているが）構成員の温情論でしか説明していない。本稿では、温情論を全面的には否定できるとは思わないけれども、所有論から論理をたてる。そうすることによって構成員からの「温情」ではなく、貧者の「権利」としてコモンズの利用権が存在する事実を提示できるように思う。すなわち「弱者生活権」の存在をあきらかにしたい。そのためにムラの所有論からみていくことにしよう。

## 2. ムラの所有と利用

よく知られているように、日本の伝統的なムラは入会地などの共有地をもっていた。このムラはしばしば村落共同体と呼ばれるように、共同体としての側面をもっていた（日本のムラがはたしてK. マルクスが言う意味でのかなり厳密な概念規定に適合する「共同体」かどうかという長い論争史があるが、それには立ち入らないで、“側面をもっていた”という表現でとりあえず論争史をかわしておきたい）。共同体の側面をもっているということは、実は平たく言うと、所有権と利用権との境目がはっきりしないことを意味する。それは共同体が所有権にかなりの程度関与し、その結果、共同体構成員が「所有している」と思っている対象は実際は占有というニュアンスが強いものとなっている。そしてこの占有の権利は独占的・継続的な利用を根拠にしていることが普通であるからである。もっともこのように簡単にまとめただけでは、共同体論の論争史に詳しくない人には分かりにくいであろう。このところは、本稿のポイントのひとつであるので、以下の文中でその内容をていねいに説明しておこう。

ムラは封建的だとしてしばしば言われるが、ムラは近世封建期以前にも存在したし、近世封建期にも存在したし、明治期以降のいわゆる近・現代にも存在している。

ところが、共同体は資本主義に先行する形態というひとつの理解の仕方があって、共同体論は資本主義論と深く関わらせて討議される伝統をもっている。本稿の課題は資本主義論とまったく関係がないので、本当は時代性（歴史的発展段階論）と関わりなく一般論としてムラを討議したいのである。だが、無用な反論と誤解を避ける意味で、対象を明治期以降の近・現代のムラで考えることにする。

明治期以降でもムラは共同体としての側面を具備していたので、ムラ内の土地はその所有者に完全に属しているものではなかった。ただ近代法的には登記しているその人の土地ではあるが、現実的にはそうではなかったのである。この二重性は江戸時代にも存在したが、明治のはじめの地租改正からその二重性がいっそう構成員の中で意識されはじめ、それが現在でも存続している。なぜなら、ムラ内の土地は基本的にはムラの土地であって、そのムラの土地の各地片が個人のものになっているという発想がムラの生活としてあるからである。

したがって、ムラ内に住むある人、Aが自分の土地を処分しようとしても、ムラの許しを得ないと勝手に処分できないという現象が生じているのである。その事実を共同体規制と呼ぶ研究者もいるし、明治期以降は共同体が存在しないと解釈する研究者はそれを共同体遺制と呼ぶ

鳥越：コモンズの利用権を享受する者

が、呼び方はどちらでもよいわけで、つまりはそのようなものが存在しているのである。そのようなものの存在はかなり古くから社会科学や歴史学の論文で登場していたし、都市住民でも現実に農村と関わったときに経験していたことであろうが、それほど気にとめていないことでもあった。

つい最近のことであるが、私の親戚の医者が神奈川県平塚市の農村部で土地を買って、そこに住もうとしたが、その土地の所有者はムラの許しを得ないと売れないといってムラの寄り合いにかけた。ムラでは、そこで医院を開業するという条件をつけて、所有者に土地を売ることを許可した。この場合にみられるように、所有者は十全な所有権を保持していない。所有権の基本的権利である処分権を完全にはもっていないで、ムラがその権利を分有しているからである。

経験的にみていたこのような現象を農村社会学や農業経済学が意識的に取りあげ始めたのはそんなに古いことではなく、1960年代に入ってからである。それは学問的関心というよりも、技術的関心に基づくものであった。すなわち、農林業センサスを実施するにあたり、農業集落（ムラのこと）を確定する必要が出てきたのである。つまり、ある地域的空間を取りあげたときに、どこまでがA集落で、どこからがB集落であるかということを確認しないと統計処理ができないのである（室谷, 1978: 51-96）。そこで農水省に関係する農業経済学者や農村社会学者が検討し、「その基本的指標として、領域性が基本に据えられた」（川本, 1983: 298）のである。ここで出てくる「領域」こそが先に述べた二重性の問題なのである。

この分野の研究を深めた農村社会学者、川本彰の文章を引用しよう。

「具体的な一片の土地を例としてあげるならば、その土地片は最上部において、単なる個人所有のものとして土地台帳に記載されているが、個人名義は単なる法律上のものにすぎず、それを売るにしても、それは家族全体の承認を要するものである（家産としての土地）。（中略）その家産としての土地所有のその底に村落有としての土地の意味があった。平等な家々の相互依存のその物質的基盤は、村落全体の土地に対する家々の平等な関係、権利であった。村落全体の土地は各家の個別的家産である土地と村落共有の山林原野、或は道路などの共有地に分れる。それら全体をひっくるめてすべてが村落全体の保有であった。オレ達のムラの土地であったのである。かかる意味でのムラの土地を富山や奈良では領あるいは領土とよんでいる」（川本, 1972: 107-108）。

この富山県や奈良県でフォーク・タームとして「領」と呼んでいる土地のあり方を、農村社会学ではその後、テクニカル・タームとして「総有」という用語を用いることになる。この「総有」という概念は、現行民法でいう総有概念と異なり、ムラ全体所有（オレ達ムラの土地）を表す言葉で、現代風に言うと私有地の上に網掛けがなされているのである<sup>(2)</sup>。それは図1-Bに示されている。すなわち、土地の所有の形態が二重になっているのである。

いままで私たちは図1-Aのように個人の土地と共有地との関係を見ていた。つまり、個人有でないところが山林や茅場などの共有地（入会地）であると。ところが、図1-Bに示しているように、「オレの土地」の底に「オレ達の土地」があるという考え方を受け入れると、共有地の位置づけが異なってくる。すなわち、総有地のうち、個人有として「空き」の土地が共

図1 土地所有のあり方

図1-A a～fの個人有地

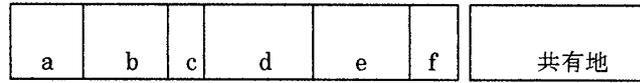
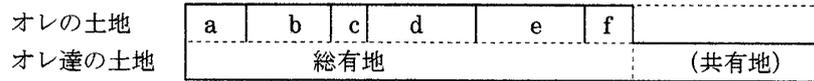


図1-B a～fの個人有地



有地と呼ばれるということになる。言葉を換えると、共有地と個人有地は切れているのではなくて、底でつながっているということである<sup>(3)</sup>。

### 3. 弱者の生活権

図1-Bのような考え方に立つと、共有地というものの位置づけが大きく変わってくるし、個人有地の位置づけも微妙に異なってくる。つまり、既存のありふれた考え方である図1-Aの立場にたつと、共有地というものは、ムラ（共同体）の構成員全員がそのメンバーとして同等の資格をもつものだから、同等の利用権をもつという論理になる。たとえば共有山林の利用の権利において、平等の利用権があるという考え方である。

ところが図1-Bの立場に立つと、土地の二重性に合わせて、二重の論理が成立することになる。すなわち、図1-Aと同様の論理がひとつ。もうひとつは、ムラ（共同体）のなかには「空き」（図のfの右横の点線のところ）があるわけだが、この「空き」はムラの構成員がそのメンバーとして同等の資格をもつものであるならば、すでにa～fの人たちのようにある土地を占めている人たちは、空きの部分の利用（あるいは占有）を少しばかり遠慮すべき（強く言うと、利用・占有すべきではない）であって、gやhという土地をまだ占めていないムラのメンバーに利用権や占有権を与えてもよい（強く言うと、優先的に利用権や占有権をもつ）のではないか、という論理である。

これをもう少し具体的に述べよう。いま仮に、図のaの面積（主に耕地面積）がそのムラで自立して生きていける面積だとすると、それより広いb, d, eは、この「空き」の占有や利用をする必然性は弱い。しかし、aより少ないcやfは占有や利用をしないと生きていけないし、いわんや、もしなにも個人有していないgやhがいるとすれば、かれらが一番の占有や利用をすべきだという論理になる。その論拠はムラのメンバーは同等の資格をもつのであるから、すでに個人である場所を広く占有（法的には所有）している人はその資格の優先権が劣るという考え方である<sup>(4)</sup>。

この後者の論理は結果的にはどのような機能をもつかというと、「弱者生活権」の保全とい

鳥越：コモンズの利用権を享受する者

う機能をもつことになる。この場合の弱者とはムラの構成員であるにもかかわらず、生活に十分な耕地面積（漁村の場合は漁業権）をもたない者を意味する。

すなわち、本稿での主張点は、共有地はムラ構成員の生産・生活上の物資の補填（肥料、建築材、食料など）としての機能という理解を否定はしないものの、それに加えて、「弱者生活権」という機能がある、つまり、二重の機能があるということである。

このような事実はムラを歩くなかで幾度も出くわしたものであるし、琵琶湖総合開発を契機として1980年代に私たちが琵琶湖周辺の地域を共同調査したときにも、現場で経験したことであった。私たちは琵琶湖周辺でもとくに知内集落を集中的に調査したのであるが、そのとき私たちのメンバーの一人である大槻恵美は次のような記述をしている。「知内川の梁は村が経営権をもっていたが、生活困窮者に優先的に営業させるという方策をとっていたので、農地を所有しない者が従事することが多かった」（大槻, 1984: 59）。ここでは農業の入会権ではなく、漁業権として現れている。もっとも当時はこのような事実の存在を知りつつも、それをコモンズの性格なり、機能と関わらせて分析するということまで考えを及ぼすことができなかつた。あるいは言い方をかえれば、その当時はコモンズを環境問題と関わらせて考えるという視点がまだ研究史上確立していなかつたと言ってもよいかも知れない。

このような目で過去の文献を見直してみると、いままで見過ごされてきた記述が突然、生彩をおびてくる。柳田国男は1929（昭和4）年に『都市と農村』という本を出しているが、そのなかに次のような記述がある。

「共有地は困った人の多く働く場所と為つて居たのに、行政は心無く之に干渉して、所謂整理と分割とを断行してしまつた。最初に濫用せられたものは開墾権で、大抵は民食を足らはずといふ名目の下に、都合のよい土地だけを資力ある者の持高に、編入してしまふのも古くからの習ひであつた。焼畑切替畑の一作づゝの利用が、貧人に許されて居たのもかういふ部分で、年貢が山地の軽いまゝだから、地力一杯の生産を期する要は無く、誰でも孤立して是だけは播き蒔ることが出来た。それが出来なくなつてから、次第に慈善と救助とが必要になつたのである」（柳田, 1969: 356）。

分かりにくい文体だが、分かりやすいように言葉を加えてやや強引に言い換えれば次のようになるだろう。すなわち、伝統的には共有地（コモンズ）は困った人に優先的にそれを使うことを許していた。ところが行政はそのような伝統を無視して、共有地を整理、分割してしまつた。その結果、自力で生きていけない最下層民が出現することになり、行政（政府）は慈善とか救助という新たな政策を出さざるを得なくなつてきたのである。実にばかげたことである。

この行政と同じいわゆる“近代的”立場に立って、純粹に学問的な論を立てたのが川島武宜などの法社会学の分野の近代化論者であつた<sup>(5)</sup>。

#### 4. コモンズの政策論

まとめに入ろう。コモンズにおいては「弱者生活権」という権利が存在する。それは日本の

ムラの分析から出てきたことであって、世界のあらゆる地域に当てはまるかどうか分からないが、少なくとも弱者生活権という視点からコモンズを再考することは意義があるだろう。言葉を換えるとコモンズが存在することで弱者が自立できる場合があるわけだから、コモンズの政策論の中に狭い意味の環境問題の視点だけではなくて、弱者（多くは貧困者）が構造的に権利を持てる視点を導入すべきことを考えてよいのではないか。

以上が主張点であるが、3、4節で言葉足らずになっている以下のことを付言しておきたい。それは所有と利用に関することである。本セミナーの討論者の一人である宮内泰介さんが討論の中でコモンズの利用権の重要さを指摘された。それは報告者たちの内容に通底する指摘であったので、討論司会者としての私も最後のまとめでコモンズにおける利用論研究が今後のこの分野の環境社会学の重要な課題であるというようなまとめ方をした。

それはそのとおりなのであるが、所有論を軸とした生活環境主義を旗印にしている私としてはここで所有と利用について少しばかり言及しておきたい。生活環境主義の所有論では、所有の本質は「働きかけ」にあるとしている。たとえば、ある団体なり、個人がある土地に継続的に働きかけを行っている、それはその団体なり個人の「持ち」というニュアンスが強くなる。それは占有という用語に近い。多くの場合、利用を目的として対象（土地など）に働きかけ、その働きかけを継続している事実をまわりの者（ムラあるいは共同体の構成員、また都市では地域の人たち<sup>(6)</sup>）が観察・認知してそこに占有（あるいは占有的なもの）が成立する。現在、日本の所有権は法的には使用・収益・処分の3つの権利から成り立っている。この3つの権能のうち、所有権固有の権利である処分権は、ムラでは、ムラと法的な所有者である個人とに両分されている場合が少なくない。このような現状において、環境問題を考える場合、生活の必要から対象（土地など）に働きかけをしている人たち、すなわち、使用・収益（それは利用といってよいだろう）をしている人たちの側から、所有の最強部分である処分権を揺るがすというのが、生活者を大切にする戦術として有用なのではないか。これは宮内さんが「ニューズレター」でコモンズについて「処分権を中心とする〈所有〉を軸に見るのではなく、〈利用〉を軸に見ることである」（宮内、1996：12）と指摘していることと共通することの多い考えであると思っている。

## 注

- (1) コモンズは主要には森林や漁場の管理と利用分析に関心がもたれてきた。ここ10年ほどのコモンズの再評価は、森と海（湖）という「自然」と「人間の生活」が共に生かされている場において、どのようなノウハウが伝統的にあり、現在はどうのように機能しているのかを知りたいという動機からはじまっているといえよう。基本的な日本語文献として宇沢・茂木（1994）、多辺田（1990）、中村・鶴見（1995）、平松（1995）などがある。とくに平松は「コモンズの存在価値は、それ自体は利用の権限をもつにすぎない」（1995:7）とみなしており、本稿の文脈上貴重な指摘である。
- (2) この総有という概念については、法制史に詳しい人はゲルマン法における総有を想起すると思われる。たしかにそれと概念上の類似点が多いがここではそこまで討議しない。
- (3) なお図1-Bのような二重の所有のあり方を前近代的な所有のあり方として理解して、近代ではそれ

## 鳥越：コモンズの利用権を享受する者

が順次消滅するだろうという考え方が、後で紹介する川島武宜など法律の"近代化"に努めた人たちの間に見られる。その人たちは農村や漁村、山村の生産にかかわる人間関係や田畑などの質にまで分析を及ぼさなかったもので、歴史的発展段階論的に理解したのである。たとえば、一枚の田というものはAによって所有されていることは事実だけれども、農民は登記簿のように「面積」としての田を見ているのではなく、それを「地力」として見ているのである。すなわち、何俵の米がとれる田であるかという視点で見ているのである。その一枚の田がたとえば50というレベルの地力をもっているとしたら、それはその田に労力をかけてきた過去の多くの人たちの労力の蓄積の成果、およびそれを保持してくれる現在の同時代人たちや組織の援助によるものなのである。このことを地力論者の一人であり、農業に詳しい原田津は次のような言い方をしている。「昔も今も田植えは家族だけでやるものではない。田に水を引くのは水利組合なしにできることではない。昔の人、明日の人、右の人、左の人の影なしに太兵衛さんの所有の田は機能しない。農業社会における土地所有は、この程度に個人的であるにすぎない。この程度に私有であるにすぎない」（原田, 1997: 13）。つまり、この所有形態は"前近代的"であるからそうになっているのではなく、生産構造上そうになっているのである。近代になって130年もたっているのに全然"消滅"しないのはこのためである。農民が封建的社会規範に縛られているからではない。

(4) 入会地などの共有地は伝統的には茅場や建築材、また季節の山菜などを得るところ、また講の祭祀畑や神社境内、共同墓地などとして多様な使われ方をしてきたが、ここではもっとも主要な生業にかかわるところの利用の場として単純化して討議している。

(5) 川島武宜はその著書『所有権法の理論』で次のようにいっている。「私の立場は、現実になれわれがおかれているところの日本の社会における非近代的諸関係—特に、農村における一の止揚という現実的課題の解決ということである。したがって、日本の非近代的諸関係・非近代的社會規範と対蹠的な近代的所有権の典型を描きだし分析することが、本書の当面の課題となっている。近代的所有権の理解、したがってまたそれと対立するところの日本の所有権の理解—これなくして、民法の解釈をなし、また外国の解釈理論を輸入することは、しばしば無用のみならず有害でさえある」（川島, 1987: 3）。

本稿の立場はもちろん、農村における"非近代的"諸関係の止揚ではなく、その意味の再考にある。本セミナーのコメンテーターのひとりである池田寛二さんは「私は〈コモンズ〉とかそれを支えるアニミスティックな環境観は必ずしも〈近代〉と排他的なものではなく、〈近代〉およびその延長としての〈現代〉と自在に共存していると考えている」（池田, 1996: 12）という立場をとられている。同感である。

(6) 最近の都市の事例は鳥越（1995）を参照せよ。

## 文献

- 原田津, 1997, 『むらの原理 都市の原理』農山漁村文化協会.  
 平松紘, 1995, 『イギリス環境法の基礎的研究』敬文堂.  
 池田寛二, 1996, 「コモンズの可能性」『環境社会学会ニューズレター』10.  
 井上真, 1995, 『焼畑と熱帯林』弘文堂.  
 川本彰, 1972, 『日本の農村の論理』龍溪書舎.  
 川本彰, 1983, 『むらの領域と農業』家の光協会.  
 川島武宜, 1987, 『所有権法の理論』岩波書店.  
 三井昭二, 1997, 「森林からみる流域とコモンズ」『環境社会学研究』3: 33-46.  
 宮内泰介, 1996, 「共同利用権の保障が鍵である」『環境社会学会ニューズレター』10.

- 室谷武彦, 1978, 「農業集落調査」渡辺兵力編『農業集落論』龍溪書舎.  
大槻恵美, 1984, 「水界と漁撈」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史』御茶の水書房.  
多辺田政弘, 1990, 『コモンズの経済学』学陽書房.  
鳥越皓之, 1995, 「そこに住む者の権利」三戸公・佐藤慶幸編『環境破壊』文眞堂.  
中村尚司・鶴見良行編, 1995, 『コモンズの海』学陽書房.  
宇沢弘文・茂木愛一郎編, 1994, 『社会的共通資本』東京大学出版会.  
柳田国男, 1969, 『都市と農村』（定本柳田国男集 第16巻, 筑摩書房）.

(とりごえ・ひろゆき)

1997年3月1日受理、1997年5月30日掲載決定

## WHO GETS THE MOST FROM THE COMMONS

TORIGOE Hiroyuki

Department of Sociology,  
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY  
1-1 Uegahara, Nishinomiya, Hyogo, 662, JAPAN

The concept, commons, is attracting us again because of the growing importance of environmental issues which make us think about the real relationship between nature and human-beings. These concerns are quite different from the traditional studies on commons in the field of rural sociology. We have two findings in this paper. One is that the Japanese Mura (hamlet) has traditionally given its poorer members the right to use the commons lands. The important point is, this right is for the inferior or poor members, and is not a paternalistic gift from the superior or big land owners. We showed this fact by analyzing land-ownership in the Mura. The second finding is that Mura commons are not destined to vanish away under the pressure of modern development. They will continue to exist as a component of modern agricultural production systems in the Mura.

*Key words and phrases: commons, the right of living for the inferior, ownership*

(Received March 1, 1997 ; Accepted May 30, 1997)